○外務省告示第二百六号

平成二十六年六月四日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億四千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ロブサンワンダン・ボルド外務大臣

平成二十六年六月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七号

カーボヴェルデ共和国政府は、平成十九年十二月十八日にジュネーブで作成された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのカーボヴェルデ共和国の加入のための議定書」を平成二十年六月二十三日に受諾した。よって、同議定書は、平成二十年七月二十三日に効力を生じ、カーボヴェルデ共和国は、同日に世界貿易機関の加盟国となった。

（平成二十年六月二十七日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成二十六年六月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県南砺市野口字笹尾一、一の二から一の一二まで、二の一から二の一七まで、三、三の二から三の一まで、四、四の二から四の一〇まで、五、五の二、六、六の二から六の五まで、七の一から七の三まで、八、八の二から八の六まで、九、九の二から九の八まで、一〇、一〇の二から一〇の七まで、一一の一から一一の五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道赤平市・石狩郡当別町・上川郡上川町（以上一市二町国有林。次の図に示す部分に限る。）、札幌市・赤平市・深川市・夕張市・当別町・紋別郡興部町（以上四市二町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　立木の伐採については、主伐は、択伐による。

(1)　当別町（国有林）、夕張市・興部町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道芦別市・石狩郡当別町・利尻郡利尻町（以上一市二町国有林。次の図に示す部分に限る。）、札幌市・芦別市・当別町・利尻町・雨竜郡雨竜町・紋別郡興部町・上川郡愛別町（以上二市五町について次の図に示す部分に限る。）

㈢　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈣　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、当別町・利尻町（以上二町国有林。）、芦別市・当別町・愛別町・興部町（以上一市三町について次の図に示す部分に限る。）、札幌市、利尻町、雨竜町

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈢　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、石狩郡当別町・雨竜郡雨竜町・北竜町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　香川県木田郡三木町大字奥山字広野三一七三の八・三一七八の四・三一七九の二（以上三筆国有林）、三一七一の二、三一七三の一、三一七三の二、三一七八の二、三一七九の一、三一八五、字猪ノ谷三一八六の一、三一八六の二、三一八六の四から三一八六の一〇まで、三一九二、三一九三、三一九四甲の一、三一九四甲の五から三一九四甲の二六まで、三一九四甲の三五から三一九四甲の四〇まで、字堂ケ平三一五九の四、三二七〇、大字朝倉字屋古戸二二七の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び三木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十三年十一月十九日農林水産省告示第千五百六十五号

二　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）